『十　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を第十二号とし、同表中	
『十　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものであって、その表面から一メートルの距離	を	用済燃料を溶解し体をガラスにより一メートルの距離
十一　照射された第一号イ、第四号イ及び第八号イに掲げる物質（核燃料物質によって汚染されたものに限り、第十		質（核燃料物質又は封入容器に固型化した物で廃棄しようとするもの封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包される
号に掲げるものを除く。）		

に改める。

第一条第四項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

別記様式中「第10号甲で」を「第11号まで」に、「同表第11号」を「同表第12号」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「のうち次のいずれかに該当するもの」を削り、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に運搬されている核燃料物質であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十七条に規定する特定核燃料物質については、この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十五条の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第七十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第一号の規定に基づき、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる者が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

事務実施者	事務
行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）	行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	行政機関が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第四十九号

広島県神石郡神石高原町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年四月十八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、神石高原町役場又は広島法務局福山支局に照会すること。

平成二十八年三月十八日

法務大臣　岩城　光英

広島県神石郡福永村甲千四百十八番地ノ一　寺田ヨシコ

○法務省告示第百五十号

福岡県豊前市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年三月十八日

法務大臣　岩城　光英

福岡県築上郡千束村大字千束十九番地　常盤　ツチ

○法務省告示第百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十九日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社宮坂畳商事	長野県岡谷市今井千七百八十番地一

表装	

○法務省告示第百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社シドー舗装工業	北海道旭川市永山北二条八丁目五番六号

建設機械施工	